

折尾地区総合整備事業

区画整理ニュース

北九州市建築都市局折尾総合整備事務所

平成24年5月11日 第15号

〒807-0825 北九州市八幡西区折尾4丁目8-18 Tel 093(602)3108 E-mail : toshi-oriokukaku@city.kitakyushu.lg.jp

折尾土地区画整理審議会委員の選挙についてお知らせ

現在の委員は平成19年に選出され、平成24年8月21日に任期（5年）が満了します。折尾土地区画整理審議会の定数10人のうち、地権者の中から8名を選挙で選びます。

選挙権及び被選挙権

●投票できる人（選挙権）

平成24年5月31日現在、折尾土地区画整理事業の施行地区内に

- ・宅地を所有している方
- ・建物の所有を目的として宅地を借りている方
（借地権を登記されている方、または北九州市に借地権の申告手続きをして受理された方。）

●立候補できる人（被選挙権）

投票できる人は立候補できます。

ただし、以下の方は、立候補できません。

- ①未成年者の方
- ②成年被後見人または被保佐人の方
- ③禁錮以上の刑に処され、その執行中又はその執行猶予期間中の方

選挙人名簿の縦覧及び異議申立【7月2日(月)～15日(日)】

今回の選挙に投票、または、立候補する資格のある方の名簿です。
ご自分の名前があるか、間違っていないかご確認下さい。

- 縦覧時間：午前8時30分から午後5時15分まで
- 縦覧場所：折尾総合整備事務所 区画整理事業課（土、日も行います）
北九州市八幡西区折尾4丁目8-18（電話093-602-3108）
建築都市局 区画整理課（土、日は除きます）
北九州市小倉北区城内1-1（市庁舎14階）（電話093-582-2469）

立候補の受付【7月28日(土)～8月6日(月)】

- 受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで
- 受付場所：折尾総合整備事務所 区画整理事業課（土、日も行います）

投票【8月19日(日)】

- 投票時間：午前8時30分から午後5時15分まで
 - 投票場所：折尾総合整備事務所 区画整理事業課
- ※立候補者の数が定数を超えないときは、投票を行いません

▶▶▶ 審議会委員選挙の日程と内容 ◀◀◀

5月11日(金) 選挙期日・選挙人名簿縦覧の公告

選挙（投票）日及び選挙人名簿の縦覧期間等を公告します。

5月30日(水) 借地権申告の締切日

今回の選挙権、被選挙権を得るための申告手続きの期限です。

5月31日(木) 選挙人名簿の作成基準日

選挙権、被選挙権を有する地権者の名簿を作成する基準日です。

7月2日(月)～15日(日) 選挙人名簿の縦覧及び異議の申出

縦覧期間中に異議の申出をすることができます。

7月15日(日) 相続届出の締切日

北九州市に相続届けを提出すれば、選挙権、被選挙権が得られます。

7月27日(金) 選挙人名簿の確定及び選挙すべき委員の数の公告

選挙人名簿を確定し、選挙する委員の数の内訳を決定します。

7月28日(土)～8月6日(月) 立候補の受付期間

立候補及び立候補の推薦届出を受付ます。

8月7日(火) 候補者の公告

候補者の資格等を確認のうえ、候補者の氏名等を公告します。

8月10日(金) 選挙場・投票時間・開票日時の公告

選挙の投開票の日時を公告します。
立候補者の数が定数を超えないときは、投票を行いません。この場合は、立候補者全員が当選人となり、以降の手続きは変更となります。

8月19日(日) 共有名義の土地等の代表者の届出の締切日

北九州市に届出した代表者1名に選挙権が得られます。

8月19日(日) 選挙日（投票・開票）

8月21日(火) 現在の土地区画整理審議会委員の任期満了

8月22日(水) 当選人の公告、当選証書・委嘱状の交付



▶▶▶ 土地区画整理(選挙に関する)のQ & A ◀◀◀

借地していますが登記をしていません。選挙権を得るためにはどうしたらよいか

土地区画整理審議会委員の選挙権、被選挙権を得るためには、**5月30日(水)**までに、北九州市折尾総合整備事務所に「**借地権申告**」をして下さい。借地権申告がない方は、借地権がないものとみなされます。

なお、すでに申告をしている方で、その借地権の移転、変更又は消滅の届出のないものは、その借地権の移転、変更又は消滅がないものとみなされます。

宅地を相続したが、登記簿の名義は変更していません。選挙権を得ることができるか

7月15日(日)までに、北九州市折尾総合整備事務所に「**相続届**」を提出すれば、選挙権、被選挙権を得ることができます。

宅地を共有しているが、共有者には皆選挙権があるのか

全員にはありません。

共有者の中から一人選んで、**8月19日(日)**までに、北九州市折尾総合整備事務所に「**共有名義の土地等の代表者の届出**」を提出すれば、選挙権を得ることができます。

地権者委員のうち宅地所有者と借地権者の割合はどうなるのか

地権者委員は**宅地所有者から選挙で選んでいただく委員**と**借地権者から選んでいただく委員**からなり、その数の内訳は、それぞれの総数におおむね比例するように定め、選挙人名簿の確定及び選挙すべき委員の数の公告の日（平成24年7月27日）時点で確定します。

宅地の所有権と借地権の両方をもっているが、選挙・被選挙権はどうなるのか

それぞれの権利につき1箇の選挙・被選挙権を有します。

ただし、宅地所有者から選出される委員と借地権者から選出される委員の候補者を兼ねることはできません。

公告はどこに掲載されるのか

公告は全て北九州市公報（以下「市公報」という。）で行います。

市公報は、市のホームページでご覧いただけます。

なお、急を要する場合で、市公報に間に合わない場合は、区役所等の掲示板に掲示します。

借家に住んでいるが選挙・被選挙権を得られるのか

選挙・被選挙権は、宅地を所有もしくは借地権を持っている方になります。したがって**借家に住んでいる方は選挙・被選挙権はありません。**

▶▶▶ 選挙に関する各種申告・届出について ◀◀◀

下記の申告・届出を期日までに行わない場合は、**選挙権、被選挙権を得ることができません。**

借地権申告【締切日：5月30日(水)】

地区内に建物の所有を目的とする地上権又は土地の借地権の登記をしていない方は、借地権の申告が必要となります。

一定期間【5月31日(木)～7月27日(金)】を除き、事業を行っている期間は申告できます。ただし、**今回の選挙権、被選挙権を得るためには、5月30日(水)までに申告が必要です。**

相続届出【締切日：7月15日(日)】

施行地区内にある宅地の所有者（登記簿の名義人）が既に亡くなっていて、まだ相続登記をしていない場合は、相続人の代表者の届出が必要です。

共有名義の土地等の代表者の届出【締切日：8月19日(日)】

宅地が共有の場合、共同借地権の場合又は宅地の一部に複数の借地権者がいる場合は、それぞれのうちから代表者1人を選任し、代表者の届出が必要です。

※ただし、被選挙権を得るためには、8月6日(月)までに届出が必要です

- ◆借地権申告、相続届、共有名義の土地等の代表者の届出等の用紙は折尾総合整備事務所 区画整理事業課にあります。
- ◆その他、今回の選挙について、ご不明な点がございましたら、遠慮なく折尾総合整備事務所 区画整理事業課にお問合せ下さい。

***** お 願 い *****

- 事業説明会や戸別訪問などにより、事業についての情報提供を行っております。質問や心配事等がありましたら、お手数ですが

折尾総合整備事務所 区画整理事業課 電話：093-602-3108

まで連絡をお願いいたします。担当職員が訪問して説明します。

- 施行地区内で、建築物の新築や建替え等を行う場合は、建築基準法の建築確認のほかに、土地区画整理法第76条による許可が必要です。地区内での建築行為を検討されている方は、事前にご相談下さい。
- また、同地区内で、土地の売買や相続などで権利の異動があった場合は、お知らせ下さい。

お問合せは

北九州市 折尾総合整備事務所 区画整理事業課

住所：北九州市八幡西区折尾四丁目8-18

電話：093 (602) 3108

e-mail：toshi-oriokukaku@city.kitakyushu.lg.jp